

空き家等を適正に管理しましょう

空き家等は個人の資産です。空き家等を放置して屋根が飛んで通行人にけがをさせてしまった、壊れた窓ガラスで子どもがけがをした・・・そんな時は、空き家の所有者に責任があります。

空き家等をお持ちの方は、適正な管理をお願いします。

また、空き家等を活用したいとお考えの方は、お気軽にご相談ください。

○空き家等をこのまま管理したいのだけど、遠くて通うのが大変・・・

寒河江市シルバー人材センターでは、空き家等の現状確認をサポートしています。詳しくは寒河江市シルバー人材センターホームページ等でご確認ください。(寒河江市シルバー人材センター：Tel0237-83-3224)

○空き家等を貸したい・売りたいのだけど・・・

寒河江市では山形県宅地建物取引業協会と協定を結んでおり、協会員の方に空き家の相談に乗っていただけます。空き家を貸したい・売りたい方は山形県宅地建物取引業協会寒河江(Tel0237-86-4341)にご連絡をお願いします。

また、寒河江市の空き家バンクへの登録ができる場合がありますので、ご希望の方は市建設管理課(裏面問い合わせ先)にお問い合わせください。

○空き家を相続したけどどんな手続きをしたらいいの・・・

空き家等の所有者がお亡くなりになった場合、手続きをしないとお亡くなりになった方の名義のままとなりますので、相続等の手続きが必要になります。手続きで迷うことがあれば、山形県司法書士会(Tel023-642-3434)にお問い合わせください。協定に基づき、初回相談は無料となります。

○空き家の取り壊しをしたいのだけど・・・

寒河江市では老朽化した危険な空き家を取り壊す際に、補助金が出る場合があります。詳しいことは市建設管理課(裏面問い合わせ先)にお問い合わせください。

○空き家等を解体すると、固定資産税が上がるの？

住宅が建っている場合と建っていない場合では土地の固定資産税の額は変わります。あまりにも老朽化した空き家等の場合は、建ったままでも変わる場合があります。解体すると家屋分の税金はかからなくなりますが、固定資産税の総額が上がる場合があります。市税務課では、毎年4月1日から5月15日まで固定資産税の縦覧期間を設けておりますのでご活用ください。